統一地方選挙の年を美しく

統一地方選挙の年明けとともにその前半戦ともいうべき、知事、県議選も、この四月十一日の投票日に、県民の審判が下されたのである。

本県の場合もこの県議戦を皮切りに、年末の知事選まで、身近かな各種の選挙が行なわれるはずであり、早くもこれらの選挙に出馬を予想される人々も下馬評にのぼり、すでに選挙まがいのポスターまで目につくこの頃である。

各選挙のつど、明かるく正しい選挙をとの声を大にしての呼びかけも、どこ吹く風とばかり違反も後をたたず、投票まぎわともなれば、現ナマがとぶなどの悪質な違反もふえる一方、先日の県議選でもご多分にもれず、各所で違反が行なわれ、目下急ピッチで摘発されている状態である。

かって、明かるく正しい選挙を呼びかける、白バラ運動の盛んな町として知られた大月町で、前年の総選挙のとき、現職議員が大量の違反を犯し、県民のひんしゅくを買ったのは記憶に新しいところ。また、南国市でも、現職議員が検挙されたはずであるが、こうした人達に対する処罰はどんなになっているだろう。

「世界の願い交通安全」この標語とはうらはらに、各国とも交通戦争は日毎にひどくなる一方、特に酒酔い運転などの三悪事故も後をたたない、こうして事故が後をたたないのは、違反者に対する罪が軽いから、次々と悪質な違反がくりかえされるのではあるまいか。

選挙違反に対する罰則として、終身選挙権も、被選挙権もはくだつ（剝奪）するくらいの厳罰に処すれば、選挙違反は大巾に減ること請合いである。

特に重大な時期にある日本の将来を左右する大事な選挙に、買収されるなどして清き一票の行使をあやまれば、どこかで何かに狂いを生じ、そのはねかえりが、われわれにはねかえってくることは火を見るよりも明らかであり、お互に心すべきではあるまいか。

そして、今回の統一地方選挙の年を美しく送りたいものである。

稲生　戸梶邦明

市民の広場

みなさんの声、意見をお寄せください。
＝六百字以内＝

投票立合人の選任について

問い　国、地方自治体の別なく、選挙のときの投票所における立会人はいつもきまった顔ぶれですが、この選定はどのような仕方できめられているのでしょうか。

領石　一有権者

答え　投禁立会人の選任につきましては、公職選挙法第三十八条によって選任しています。

具体的には、

一、多くの有権者の中から適任者をさがすのは大変むつかしいので投票管理者や近くから勤務している市の職員などの意見を聞いて依頼状を出して、協力を求めていますが、なかなか承諾をえるのに困難な状態です。

二、投票立会人は、場合によっては、投票管理者の職務代理をしなければならないことがありますので、選挙法に多少でも精通している人が望まれますので、自然となれている人にお願いすることが多くなります。

適任者がありましたら、選挙前二ヵ月ぐらいまでに理由（公平中立、経験など）をかいて、推せんしていただきたいと思います。欲迎いたします。

三、適任者と思われても、本人の承諾をえられないこともありますので、その点はご了承ください。

選挙管理委員会

新広報委員会委員

広報委員が変りました。もよりの委員あて原稿をおよせください。

委員長　山本尚一
副委員長　藤本茂樹
〃　田岡信雄
委員　山崎俊雄
〃　武市憲男
〃　岡崎俊一
〃　浜田弥芳
〃　岡林泰弘
〃　東村達夫
〃　松木幸雄
〃　太郎田勝
〃　岡田年秋
書記　中屋更一郎・沢本英世
事務局　市長公室秘書広報係
中屋更一郎・沢本英世